

神奈川県環境インターンシップ事業実施細則

(研修生に対する指導等)

第1条 受入先責任者は、研修の円滑かつ適切な実施を図るため、所属内において、その受け入れる研修生の指導、監督、助言等を担当する職員(以下「研修指導担当者」という。)を指名する。

2 研修指導担当者は、派遣大学学長等から研修結果について報告を求められたときは、これを作成し、派遣大学学長等及び受入先責任者並びに環境計画課長に報告書を提出する。

(受入先の役割)

第2条 受入先は、研修に必要な机、椅子、パソコン等の事務用品を準備し、研修生に供与する。

(休暇)

第3条 研修生は、原則として研修期間中に休暇を取得することはできない。

(雑則)

第4条 実施要領及びこの実施細則に定めるもののほか、当該研修の実施に際し必要な事項は、派遣大学と受入先が協議のうえ別途定める。

附則

この実施細則は平成22年4月1日から施行する。

附則

この実施細則は平成23年6月1日から施行する。